



懲戒処分に関する

近時の裁判例と実務上の留意点

—懲戒規程の整備、量定判断にあたってのポイントなど—

懲戒処分を行う場合には、あらかじめ就業規則において懲戒の種別及び事由を定めておく必要があります。また、懲戒解雇処分は、制裁罰として雇用契約関係を消滅させるものであり、雇用継続を前提とするその他の懲戒処分とは質的にも異なる重い処分であるといえるため、その判断については、懲戒権の濫用にならないように特に慎重な検討が求められます。本セミナーでは、近時（主に令和4年～6年）の懲戒処分（特に懲戒解雇処分）の有効性が問題となった裁判例を参考として実務上の留意点を解説します。

日時 令和7年6月26日（木）
午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児
(石寄・山中総合法律事務所代表弁護士)

開催方法 WEB開催

定員 100名

(Microsoft Teams meeting を使用)

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円（税抜5,000円）

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 FAX 又はメールでお申し込みください（申込み〆切り6月20日（金））。

【講義プログラム】

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. はじめに | 3. 職場規律違反 |
| (1) 懲戒処分の基本ルール | (1) 各種ハラスメント |
| (2) 他の措置や処分との関係 | (2) 機密情報の漏えい |
| 2. 業務に関連する非違行為 | 4. 私生活上の非行 |
| (1) 商品の不正な購入・返品等 | (1) 薬物犯罪 |
| (2) 販促品の領得 | (2) 盗撮行為 |
| (3) 上長への非難行為 | 5. まとめと質疑応答 |

【次回以降の開催予定】 令和7年7月15日（火）いずれも午後3時～5時

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り 6月20日(金)

テーマ：懲戒処分に関する近時の裁判例と実務上の留意点—懲戒規程の整備、量定判断にあたってのポイントなど— 日 時：令和7年6月26日(木) 午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職 氏名	
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名様までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) 送付先住所 _____ 所属・役職・ご担当者氏名 _____	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。